

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市消防団分団運営交付金		市の担当部課	消防総務課	
				問い合わせ先	65-3122	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市消防団第1分団はじめ7団体		代表者名	団長 大澤 誠治	
関係規定	法令			条例		
	規則等			要綱	犬山市消防団分団運営交付金支給要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成5年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		犬山市消防団の各分団を対象としているため。				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		分団を運営する上で必要となる消耗品や、車両及び車庫の軽微な修繕などを分団で完結するため支給している。				
補助金の額  ( )は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算	
		1,500,000 円	1,500,000 円	1,500,000 円	1,500,000 円	
		(1,500,000 円)	(1,500,000 円)	(1,500,000 円)	(1,500,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・福利厚生事業(消防団員福祉共済加入)</li> <li>・備品購入事業(投光器、詰所エアコン取付)</li> <li>・消耗品購入事業(訓練用シューズ、防寒用下着等)</li> </ul>				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		1,583,243 円		
		うち補助事業全体の経費		1,583,243 円		
		うち補助対象経費		1,583,243 円		
		補助対象経費の内訳		車庫及び詰所維持管理費		117,677 円
				車両及び機械器具維持管理費		53,315 円
				消耗品購入費		436,309 円
				備品購入費		633,992 円
福利厚生費				341,950 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額を支給		
		補助限度額		1から5分団25万円、6分団20万円、女性分団5万円		
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	清算についての取り決めなし (過去に余剰金が発生したことはない)	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		事務負担の軽減 消防団装備の充実による災害対応力強化				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		自衛消防団体育成補助金		市の担当部課	消防署 企画調整担当		
				問い合わせ先	65-0119		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		内田自警団 ほか11団体		代表者名	川村 真人		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市自衛消防団体育成補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	昭和56年	補助終了年度	未設置	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）							
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市が補助金を交付することで、市内各地区に組織された自衛消防団体の運営を存続させ、常備消防や消防団だけでは対応困難な地震等の大規模災害時の備えとする。					
補助金の額 ( )は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		130,000 円	130,000 円	120,000 円	120,000 円		
		(130,000 円)	(130,000 円)	(120,000 円)	(120,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		可搬ポンプによる消防訓練の実施 自衛消防団体が維持管理する資機材の整備					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		2,353,354 円			
		うち補助対象経費		509,792 円			
		補助対象経費の内訳		自衛消防隊の活動に必要な備品、消耗品の購入			
				機械器具の整備			
				傷害保険の加入			
補助額の算出方法		補助率、補助額		1団体につき10,000円			
		補助限度額		1団体につき10,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	補助額が適正に使用され、余剰金は発生していないため。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		自衛消防団体の活動が、地域の住民の安心につながり、防災意識向上に寄与している。					
その他参考事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>補助の対象となる市内の自衛消防団体は、令和5年度に14団体から12団体へ減少した。</li> <li>自衛消防団体の人件費はボランティアであるため支給の対象外。</li> </ul>					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		自治総合センターコミュニティ助成金		市の担当部課	消防署 企画調整担当			
				問い合わせ先	65-0119			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		令和5年度の執行なし		代表者名				
関係規定	法令	—		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市自治総合センターコミュニティ助成金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成6年度	補助終了年度	未設置		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		災害対応のために組織された市内の自衛消防団体が対象となるため。						
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		自衛消防団体が保有する可搬式消防ポンプ等の更新に伴う費用に対し、自治総合センターコミュニティ助成金の交付を市が受けるため、一時的に市が助成金を交付するもの。						
補助金の額 ( )は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算			
		1,300,000 円	0 円	0 円	1,100,000 円			
		(1,300,000 円)	(0 円)	(0 円)	(1,100,000 円)			
市の補助金を使って実施した事業の内容		自治総合センターコミュニティ助成金を活用し、自衛消防団体が保有する可搬式消防ポンプ等の更新整備。						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		円				
		うち補助事業全体の経費		円				
		うち補助対象経費		円				
		補助対象経費の内訳						
補助額の算出方法		補助率、補助額		自治総合センターコミュニティ助成金の交付額と同額				
		補助限度額		2,000,000円				
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	精算の必要がないため。			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		自治総合センターからコミュニティ助成金の交付を受けることによって、自衛消防団体の可搬式消防ポンプ等の更新整備を図ることができる。						
その他参考事項		令和5年度に補助対象団体が14団体から12団体へ減少した。						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		円				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		円				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		街頭消火器設置事業補助金		市の担当部課	消防署 企画調整担当		
				問い合わせ先	65-0119		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		入鹿区 ほか48団体		代表者名	区長 宮島 利久		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	街頭消火器設置事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	昭和57年	補助終了年度	未設置
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）							
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市が補助金を交付することで、町内各所に消火器が設置され、火災発生時の初期消火体制が構築される。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		603,690 円	781,940 円	819,570 円	800,000 円		
		(603,690 円)	(781,940 円)	(819,570 円)	(800,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		市の補助金を使用して、町内会が消火器や格納箱を街頭に設置した。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		2,661,834 円			
		うち補助対象経費		2,592,019 円			
		補助対象経費の内訳		消火器の購入設置 274本			
				格納箱の購入設置 85箱			
補助額の算出方法		補助率、補助額		消火器:設置経費の1/3、または上限3,000円 格納箱:設置経費の1/3、または上限2,000円			
		補助限度額		1町内会につき、消火器10器(30,000円) 格納箱10基(20,000円)			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	金額の変更があった場合は変更承認申請書の提出が必要。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		町内各所に消火器が設置されたことで初期消火体制が整えられ、住民の安心安全を得ることができた。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		初期消火器具整備費補助金		市の担当部課	消防署 企画調整担当		
				問い合わせ先	65-0119		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		令和5年度の執行はなし		代表者名			
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市初期消火器具整備費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成31年度	補助終了年度	令和10年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）							
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		初期消火器具を各地区に設置することで、消火器では対応困難な火災や、地震等の大規模災害時で消防隊の到着が遅延する場合に、住民によって被害の拡大を抑制するための備えとするため。					
補助金の額 ( )は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		166,000 円	198,000 円	0 円	100,000 円		
		(166,000 円)	(198,000 円)	(0 円)	(100,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		補助金を活用して、犬山西地区コミュニティ推進協議会の構成町内会である中三笠町内会と白桜町内会の2カ所へ、初期消火器具セットを設置した。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		円			
		うち補助対象経費		円			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		初期消火器具の購入に係る費用の1/2			
		補助限度額		150,000円			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	金額変更の場合は事業計画変更届が必要。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		初期消火器具が設置された地区で消火訓練が実施され、初期消火体制の強化と防火意識が向上した。					
その他参考事項		令和元年度から令和4年度の4か年で8地区に初期消火器具を設置した。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		火の見やぐら等安全対策事業費補助金		市の担当部課	消防署 企画調整担当		
				問い合わせ先	65-0119		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		令和5年度の執行なし		代表者名			
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成30年度	補助終了年度	令和10年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）							
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		地震や風水害時に、倒壊の恐れがある老朽化した火の見やぐらの撤去を推進し、市民の生命、財産を守る。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		305,000 円	407,000 円	0 円	200,000 円		
		(305,000 円)	(407,000 円)	(0 円)	(200,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		老朽化した火の見やぐらの撤去。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		撤去工事に要した経費の1/2			
		補助限度額		500,000円			
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	金額の変更があった場合は変更承認申請書が必要。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		老朽化した火の見やぐらを撤去することで、地震等による倒壊の恐れがなくなり、付近住民の不安が解消する。					
その他参考事項		市内には12基の火の見やぐらが現存している。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。